

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 令和元年11月15日（金）15:00～15:27

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授

#### <関係省庁>

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長

#### <提案者>

安永 真一郎 北九州市企画調整局地方創生推進室特区・国際人材担当課長

渡辺 学 北九州市企画調整局地方創生推進室特区・国際人材担当係長

古田 弥名子 北九州市企画調整局地方創生推進室地方創生推進担当係長

野崎 達也 北九州市企画調整局地方創生推進室主査

#### <事務局>

海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官

千野 貴彦 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

1 開会

2 議事 海外大学卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続（北九州市提案）について

3 閉会

---

○蓮井参事官 お待たせしました。

それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催いたします。本日は2コマございますが、1コマ目、法務省と北九州市にお越しいただきました。3者ヒアリングでございます。「海外大学卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続（北九州市提案）について」を御説明いただき、それに対して、法務省から御議論いただくということですのでよろしいですね。

配付資料の扱いでございます。一部、北九州市から御提案いただいている資料については、まだ対外的に出していない数字があるので、これについては非公開でお願いしたいということを伺っております。それ以外の議論ですとか、法務省も含めて資料についても、あとは公開扱いでよろしゅうございますか。

それでは、まず最初に、北九州市の追加提案も含めた御提案で、その後に法務省の御見解という感じで議論を進めたいと思います。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくございましてありがとうございます。

それでは、最初に北九州市に御説明をお願いするのですが、大体何分くらいを予定してありますか。

○蓮井参事官 5分程度でお願いします。

○八田座長 5分程度、まず、御説明をお願いしたいと思います。

○安永課長 北九州市でございまして。

海外大学等を卒業して来日した留学生について、日本語学校を卒業した後に就職活動を継続するに当たって、障害となる規制の緩和についてでございます。本件につきましては、昨年8月の区域会議で本市から提案させていただきまして、これまで2回のワーキンググループで御議論いただいております。その後の検討におきまして、新たな課題も見つかったため、追加提案した規制緩和についても、今回併せて説明させていただきます。

資料1枚目でございます。規制緩和の活用を希望しているのは、市内の日本語学校のうち就職コースを設置している2校でございます。就職コースは海外の大学、主に理工系学部でございますが、こちらの卒業生を対象としまして、来日後に日本語学校で日本語を学びながら就職活動を行います。日本企業への就職を目指す、概ね1年間のコースとなっております。海外の大学の卒業時期に合わせて、その多くが10月に入学、9月に卒業しております。これまで、市内で45名が卒業、うち38名が企業に就職するなど、この二つの日本語学校につきましては、優秀な外国人材の日本企業就職に貢献しておるところでございます。

一般的な留学生の進学、就職の流れについて、下のフローを御覧ください。海外からの留学生ははじめ、日本語学校に入学しまして日本語を学んだ後、大学または専門学校に進学して専門知識・技術を学びます。日本での就職を希望する場合、留学生は日本人と同様に就職活動を行います。在学中に就職内定や在留資格変更許可が得られなかったけれども、卒業後も就職活動の継続を希望する場合、在留資格の切替え、留学から特定活動の申請を行うことによって最大1年間、これは地方自治体を実施する就職支援事業に参加する場合は最大2年間、在留期間の延長が可能となっております。

また、在学中、あるいは卒業後の就職活動継続中に、就職の内定が得られ在留資格変更許可の取得後、入社までの期間が長い場合には、入社待ちとして特定活動への切替えが可能となっております。

次に、その上のフロー、海外の大学などを卒業した後に日本での就職を目指して来日した留学生が日本語学校に入学し、日本語を学びながら就職活動を行う場合です。資料の2枚目でございます。上の部分に概要、現状と課題を記載しております。日本語学校を卒業した留学生が、在学中に就職が決まらなかったため、卒業後も就職活動の継続を希望しても、現状では在留資格の切替えは認められておりません。このため、留学ビザが失効しまして、帰国するか、専門学校等に進学して留学ビザを延長して就職活動を継続しているという現状がございます。

また、同じ2枚目の下の部分ですが、入社待ちの特定活動への切替えについても、日本語学校卒業の留学生には認められておりません。このため、一時帰国を余儀なくされている現状がございまして、入社までの期間に留学生と企業担当者の国内における面会であったりとか事務連絡など、大切な時期のコミュニケーションに大きな障害を生じているということも明らかになってまいりました。

この関連する規制についても、一体的に緩和に向けた御議論をいただきたく、今回新たに追加の規制緩和提案を提出させていただきました。

以上2件、海外大学等を卒業した留学生の日本語学校卒業後の在留資格の切替えに関して、日本の大学等を卒業した留学生と同様な取扱いを可能とする規制緩和の提案でございます。

北九州市といたしましては、これまで2回のワーキンググループでの議論を踏まえ、同じ2枚目の資料の中ほど、※でございます。対象となる卒業生の要件として、当初提案した「①卒業校からの推薦状の取得（日本の大学・専門学校卒業生の就職活動延長と同様の条件）」に加えて、下線部分でございますが、「②卒業校が所在する都市を生活拠点とし、定期的（2か月に1回程度）に、卒業校及び市と面談を行って、就職活動に関する進捗状況を報告するとともに、就職活動支援事業の情報提供を受けること」という自治体の関与を追加いたします。

さらに、対象となる日本語学校の要件として、同じく2枚目の資料の一番下の※です。一つ目の日本語学校の留学生管理の懸念に対応するため、本年8月に厳格化された新たな日本語教育機関の告示基準における適正校であること。二つ目、日本語学校の就職支援の懸念に対応するため、職業安定法に基づく職業紹介事業の許可または届出を行っている学校であることといたします。

3枚目以降は、面談時に市から情報提供する就職活動支援事業についての参考資料として紹介させていただいております。内容は、現在、市主催で実施している合同会社説明会と留学生サポートプログラム、インターンシップ事業の内容に加えまして、厚生労働省、経済産業省といった国、そして、福岡県が主催する同様な事業についても情報提供を行っているところでございます。

引き続き、卒業生の就職活動をしっかりと支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

簡単な質問ですけれども、この1の提案で、卒業校が所在する都市を生活拠点として、定期的に卒業校及び市と面談を行って報告する云々ですね。もし、報告に来なかったらどうするのですか。

○安永課長 現状において、色々学校と話をする中で来ないという可能性は極めて低いと考えておるのですけれども、その点についても現時点でははっきりと対策を練っているわけではありませんので、その辺、ちょっとよく揉んでみたいと思います。

○渡辺係長 学校が留学生の住まいを明確に知っておりますので、基本的な生活拠点は同じ学校近くの寮とか、借り入れているアパートになりますので、もし来なかったら、家まで訪問して面談するような形を考えております。

○八田座長 私が心配しているのは、そこに籍を置いておいて他のまちに行ってしまう、住まいも違うという状況です。そもそも日本の大学を卒業したらそんなことを心配する必要はないわけですよ。日本の大学卒と同等に扱えば心配することはないのですが、ここでこういう条件を付けてしまったら、それも全部管理するのかなということですよ。ただの疑問です。

今の御提案に対して、法務省のお考えを伺いたいと思います。

○福原課長 法務省出入国在留管理庁の福原でございます。よろしくお願いたします。

今回頂いた御提案でございますけれども、現在、御案内のとおり留学生の就職支援というのは政府の一つの課題になっているものでございます。

また、今回御提案いただいた外国人材につきましては、政府が積極的に受け入れるとしております専門的・技術的分野の外国人材と認識をしているところでございます。

他方で、御案内のとおり出入国在留管理庁におきまして、日本語学校の在籍管理の問題について非常に懸念しているところでございまして、今年8月にも外国人を受け入れることができる日本語学校の告示について見直しを行い、例えば、その告示から削除される基準等を厳格化をさせていただいたところでございます。実際に、不法残留者等も増えているということも踏まえまして、今回検討させていただいているところなのですが、今、入管庁におきましては、今回の御提案についてはなるべく前向きに検討を進めていきたいと考えているところでございます。ですので、日本語学校を出られた後に「特定活動」という在留資格で就職活動を行っていただくことができないかと、そういう方向で検討を進めていきたいと思っております。

ここで、今後調整をさせていただきたいと思っていることが2点ございまして、一つは、特区でやる合理性をどのように考えたらいいのだろうかというところです。

一つ確認になりますが、そもそもこれは北九州市のいわゆる特区内で就職するということが条件になっているわけではないという理解でよろしいわけでございますね。その特区内の日本語学校で日本語を学ばれて、それから卒業をされる。ただ、就職活動はどこで行っても構わず、就職先は特区外の企業であっても構わないということだと理解しております。

すが、そういう理解でよろしいでしょうか。

そういうことであっても、おそらく日本語学校で勉強されている、その間は特区内にいらっしやって、生活者としてその地域の経済にも貢献されるような存在になるのかなと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○安永課長 はい。

○渡辺係長 はい。

○福原課長 分かりました。

もう一つは、先ほども申し上げました、日本語学校の在籍管理に関する懸念ということでございまして、私どもが、今、大学の卒業生の方に対して行っている、いわゆる就職活動のための在留を「特定活動」で認めるという取扱いにつきましては、大学から推薦状を頂いているところでございますが、仮に今回も日本語学校の推薦ということになりますと、もうすでに御指摘いただいておりますとおり、日本語学校の適正性が問題になるわけでございます。

今回も、告示基準の適正校ということで御提案を頂いているところでございますけれども、学校に対する北九州市の関与ということにつきましても、今後調整をさせていただければと考えているところでございます。

法務省からは、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、北九州市から御質問はありますか。

○渡辺係長 どうもありがとうございます。

先ほど言われました、日本語学校への市の関与というものは、例えば、どんなイメージかなと思ひまして。普段から、結構色々業務の関係で交流はしているのですけれども、あるいは留学生文化祭とか、文化振興の面でも交流はしているのですけれども、具体的にどういった関与かなと思ひまして。

○福原課長 まず、適正校であるかどうかというのは入管庁で判断をすることになるのですが、まだ我々も中でどういうやり方が一番いいか、また、現実的かということも考えさせていただかなければならないとは思っているところではございますけれども、基本的には入管である程度分かっているものではあるものの、日本語学校の在籍管理や推薦状を全体で担保するようなことが考えられればいいのかと考えているところでございます。

それがもしかしたら特区で措置するという意味にもつながってくるのかなと考えておりますので、またその内容についても調整をさせていただければと考えております。

○八田座長 今のお話は、従来、日本語教育機関の適正化を法務省として検討していらっしやるので、それが決まるまでちょっと待ってほしいということですね。

今回それが決まってから、その基準でそのままやるべきなのか、その適正化の段階に対して市なり特区が関与して、さらに注意深く最初の段階で担保するということも考えていらっしやるということですね。

○福原課長 まだ庁として具体的にということではありませんが、何か御提案いただけるものがあればということも含めて調整をさせていただきたいと思います。

言ってみれば、その課題が、なぜ特区で措置するのかという課題にも関連することもございますので、今後調整をさせていただければと思います。

○八田座長 もちろん、特区でやる必要もないのですよね。全国でできればそれでいいのですが、色々一気にそこまで行くのはちょっと怖いということだと思います。これは法務省としても御懸念のあるところを言っていただければありがたいし、また、北九州市もこういうことならいいのではないかと、御指摘いただければいいのではないかと思います。

しかし、卒業生に対して定期的に面談をやるというところになると、ちょっと違ったニュアンスですよ。むしろ学校の学生管理に対してきちんとしたものを要求したいということなのでしょうね。

これは余計なことですけれども、ちょっと思ったのは、日本の大学を出た場合と違って、外国の大学を出た場合に本当の大学なのかどうかの判定にも困難があるかもしれない。かなり質のいい大学ならば問題はない、インド工科大学とかだったら日本の大学を出るよりよほどいいのかもしれないですけれども、そこら辺の管理というのもひよっとしたら一つの課題かもしれないという気はちょっとしますね。特に、北九州市の中でそういう実績がある大学に関してやるというようなことにすると、また特区的な特徴が出るかもしれません。

いずれにしても、そんなに時間はかけないほうがいいと思うのですけれども、事務局を通じてこの具体的な適正校だけでいいのか、それとも、それに対して付加的な状況を付けるかというのは、お互いに検討していただくということでよろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

○事務局 1点だけ、これまでの議論の中で、自治体の関与というところで、2カ月に1回程度の面談、情報提供といった自治体としてのコミットを今回提案いただいたということですが、御回答の中では別のほうにむしろ御関心があるということですが、そもそもその自治体に関する関与についての入管庁の御見解をいただければと思います。

○福原課長 ありがとうございます。

今回、定期的な面談ということで提起をいただいておりますので、ここも一緒に検討させていただきたいと思います。

これは入管庁としてというよりは、私、個人的に気になりましたのが、やはり特区外でも積極的に就職活動をされることも当然今回は含まれるということだと、こういう定期的な面談ということについても、もちろん行わないよりはいいのだと思うのですが、過度な負担ということがあってもいけないのかなとも思います。

いずれにしましても、どういう関与のあり方がいいのかということも含めて、今後また調整をさせていただきたいと思いますし、今回こういう市による面談という提案をいただ

いたことについては評価をさせていただきたいと思っております。

○蓮井参事官 ありがとうございます。

引き続き、事務局を通じて、そのあたりの論点、今御評価いただいた点、さらにその中間的な学校の管理をどう評価するのかというところを含めて、整理をしてみたいと思います。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、いらして下さってありがとうございました。

どうもありがとうございました。